

○練馬区一般郵便用封筒有料広告掲載取扱要綱

平成27年11月26日

27練会第337号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）一般郵便用封筒に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供および区民への情報提供を行うことで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(掲載基準)

第2条 広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、広告の内容および広告のデザイン等について、練馬区有料広告掲載・掲出基準（平成26年3月17日25練企企第612号）を遵守しなくてはならない。

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載を行う位置は、封筒の裏面に設けた広告欄とする。

(広告の規格および掲載料)

第4条 広告の規格および掲載料はつぎのとおりとする。

広告名	規格（縦×横mm）	掲載位置	刷色	広告掲載料
1号広告	80×100	角形2号封筒（裏面）	単色	110,000円
2号広告	50×90	長形3号封筒（裏面）	単色	350,000円

2 区長が特に必要があると認める場合は、前項に規定する掲載料を減額または増額した上で募集を行うことができる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、広告を印刷した封筒の使用が終了するまでとする。

(広告掲載者の募集)

第6条 広告掲載者の募集は、区報および区ホームページで行う。ただし、区長が必要があると認める場合には、個別に掲載募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するものは、練馬区一般郵便用封筒有料広告掲載申込書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、広告原稿または広告内容がわかる書類を添付するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿等の内容に不適切な表現がある場合には、区長は修正を求める。

4 前項の規定により区長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合は申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載の決定)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、第2条に規定する基準に基づき広告内容を審査し、広告掲載者および広告掲載位置を決定する。

2 前項の場合において、申込みの件数が広告掲載可能数を超えるときは、区長は、練馬区有料広告事業に関する基本方針（平成26年3月17日25練企企第611号）に定める優先順位に基づき、選定する。この場合において、同一順位のもの複数あるときは、抽選により決定する。

3 前項の規定により、広告掲載者を決定した場合には、区長は、申込者に対して練馬区一般郵便用封筒有料広告掲載決定通知書（第2号様式）または練馬区一般郵便用封筒有料広告非掲載決定通知書（第3号様式）により可否決定の結果を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第9条 申込者が広告掲載の申込みを取り下げる場合は、速やかに練馬区一般郵便用封筒有料広告掲載取下げ届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載者は、区長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責によらない理由により広告掲載できない場合は、還付する。

(広告原稿の提出)

第12条 広告掲載者は、区長が指定する期日までに、広告見本に基づき作成した版下原稿を提出するものとする。

2 版下原稿は、別に指定する形式で作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 区長は、広告掲載者が指定した期日までに広告掲載料を納付しない場合または版下原稿を提出しない場合には、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、練馬区一般郵便用封筒有料広告掲載取消決定通知書（第5号様式）により通知する。

(広告掲載者の責任)

第14条 広告掲載者は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成費用は、広告掲載者の負担とする。

(電子情報処理組織による申込み等)

第15条 第7条第1項の規定による申込みおよび第9条の規定による取下げについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるほか必要な事項は、会計管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則（平成28年11月25日28練会第321号）

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則（令和5年3月14日5練会第534号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。